

本日（4月6日）愛知県教育委員会より、下記の通知文書がきました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の措置  
について（通知）

- 1 令和2年4月7日（火）から4月19日（日）までを臨時休業とする。  
ただし、臨時休業の期間は、今後の県内の感染状況等を踏まえ変更する場合があります。
- 2 入学式は、感染予防のための措置や式典の簡素化など、万全の対応をとった上で実施する。
- 3 始業式は行わず、それに代えて登校日の中で年度始めの諸準備を実施する。
- 4 臨時休業中は、以下の点に留意する。
  - ・各学校において、臨時休業中に登校日を設定する場合には、学年や学級ごとの分散登校とし、児童生徒への学習課題の提示や学習状況等の確認を行う。
  - ・特別支援学校においては、自宅等で過ごすことが難しい児童生徒等については、自主登校教室の設定など児童生徒の居場所を確保する体制を整え、保護者等との連携を密にして対応する。
  - ・臨時休業期間中の部活動や補習等については、自粛とする。
  - ・年間行事予定や年間学習計画等を見直し、長期休業等を利用して教育活動を行うなど、臨時休業後の再開に向けて準備を進める。

この通知を受け、現在今後の対応を検討中です。本日（4月6日）の夕方までには、明日以降の登校等について、「きずなネット」、及び「ホームページ」にて連絡させていただきます。ご確認ください。